

2020年3月10日

**日本中小型成長株アクティブ・ファンド（愛称：ニッポンの翼）**

**2020年3月9日における基準価額変動について**

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

2020年3月9日、日本中小型成長株アクティブ・ファンドの基準価額が、前営業日比5%以上下落いたしましたので、ご報告申し上げます。

2020年3月9日の日本中小型成長株アクティブ・ファンドの基準価額は15,207円となり、前営業日比-1,154円、-7.05%となりました。今回の基準価額の変動の主な理由は、以下の通りです。

新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めがかからず、経済や企業業績への悪影響が懸念され海外株安が進行する中、サウジアラビアとロシアの原油減産交渉が不調に終わり原油価格が急落したことなどを受けて、投資家のリスク回避姿勢が高まり、大幅に円高が進行しました。3月9日の基準価額算出の基準となる日本の株式市場においても、海外株安や円高進行を受けて金融や輸出関連などを中心に全面安の展開となり、前営業日比では、日経平均株価は-5.1%、TOPIXが-5.6%、JASDAQ指数が-6.5%、東証マザーズ指数が-9.7%となりました。

こうした国内株式市場の大幅下落により当ファンドの基準価額も大幅な下落となりました。今後の展開につきましては、引き続き慎重に注視して参る所存です。

**主要指数等の動き**

	2020/03/06	2020/03/09	変化率
日経平均株価	20,749.75	19,698.76	-5.1%
TOPIX	1,471.46	1,388.97	-5.6%
JASDAQ指数	146.19	136.73	-6.5%
東証マザーズ	716.00	646.20	-9.7%

出所：Bloomberg

## <ファンドのリスク>

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動きにより当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。**当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。**預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」、「株式の発行企業の信用リスク」、「流動性リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

## <お客様にご負担いただく費用>

お客様には以下の費用をご負担いただきます。

### ■ 直接ご負担いただく費用

- 購入時手数料: 購入価額 × **上限 3.3% (税抜 3.0%)**

(手数料率は販売会社が定めます。)

※自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

- 信託財産留保額: 換金申込受付日の基準価額 × **0.3%**

### ■ 間接的にご負担いただく費用

- 運用管理費用(信託報酬)

信託財産の日々の純資産総額 × **年率 1.914% (税抜 1.74%)**

運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われますが、日々費用として計上されており、日々の基準価額は信託報酬控除後となります。

### マザーファンドの投資顧問会社への投資顧問報酬

委託会社の受取る報酬には、マザーファンドにおいて運用の指図権限を委託している投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。

投資顧問報酬額 = 信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額 × 年率 0.605% (税抜 0.55%)

- その他費用・手数料

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用、目論見書等の作成、印刷および交付費用ならびに公告費用等、その他の管理、運営にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、先物・オプション取引等に要する費用等が、信託財産より支払われます。

◆その他費用・手数料については、資産規模および運用状況等により変動しますので、料率、上限額等を表示することができません。

※上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、

表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」をご覧下さい。

### ● 設定・運用は

**BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社**

金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第 406 号

[加入協会]一般社団法人 投資信託協会 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会

/ 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社は、2020年4月1日をもって商号を「BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社」に変更する予定です。

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的に BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドは、主に国内株式に投資を行いますので、株式の価格変動等の影響により基準価額は上下し、投資元本を割り込むことがあります。●ファンドに生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します